

小山工業高等専門学校いじめ対策委員会規程

制 定 平成 27 年 11 月 11 日

最終改正 令和 2 年 6 月 24 日

(設置)

第 1 条 小山工業高等専門学校に小山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（令和 2 年 6 月 24 日制定）に基づき、いじめ対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を行うことを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 学生相談室長
- 五 各学年の学年主任
- 六 事務部長
- 七 学生課長
- 八 看護師
- 九 外部専門家 1 名以上
- 十 その他，校長が指名する者 若干名

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き，校長をもって充てる。

(会議)

第 6 条 委員長は，委員会を召集しその議長となる。

(副委員長)

第 7 条 委員会に副委員長を置き，学生主事をもって充てる。

- 2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長は，必要あると認めた場合は委員以外の者を出席させ，その意見を求めることができる。

(任期)

第9条 第4条第1項第九号及び十号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門部会)

第10条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。